

つながりひろげ 一緒につくろう わたしたちのまち



安曇野市つながりひろがる協働推進計画

(案)

令和6年 月

安曇野市

はじめに

「安曇野市つながりひろがる協働推進計画」の策定にあたって

市長あいさつ

令和6年〇月

安曇野市長 太田 寛

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本事項 | |
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 1 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 SDGs（持続可能な開発目標）と本計画との関係 | 2 |
| 5 協働って何だろう？ | 3 |
| 第2章 第2次協働推進計画の取組の成果と課題 | |
| 1 安曇野市市民活動サポートセンターの現状と課題 | 5 |
| 2 第2次協働推進計画における施策の成果と課題 | 7 |
| 第3章 本市の現状と課題 | |
| 1 本市を取り巻く社会情勢等 | 12 |
| 2 市民アンケート調査の結果から | 15 |
| 第4章 計画のコンセプトと基本方針 | |
| 1 計画のコンセプト | 17 |
| 2 基本方針 | 17 |
| 第5章 基本施策と主な取組 | |
| 1 施策体系 | 18 |
| 2 本計画が目指すイメージ | 18 |
| 3 基本施策と主な取組 | 19 |
| 基本方針Ⅰ まちの課題や活動を知る・学ぶ・触れる | 19 |
| 基本方針Ⅱ 市民の主体的な活動の充実・活性化 | 21 |
| 基本方針Ⅲ 多様なつながりを生み出す | 24 |
| 第6章 計画の推進に向けて | |
| 1 市民活動サポートセンターの機能強化 | 25 |
| 2 推進体制 | 25 |
| 参考資料 | |
| 協働のまちづくり推進のあゆみ | 26 |
| 市民活動サポートセンターの機能・役割 | 27 |
| 安曇野市自治基本条例 | 28 |
| 市が関わる協働の形態 | 33 |
| 市政への市民参画の一般的な方法 | 35 |
| 計画策定の経過 | 38 |

第1章 計画の基本事項

1 計画の目的

超少子高齢・人口減少など、社会の大きな変化を背景に、地域が抱える課題は深刻さを増しています。様々な課題を乗り越え、活力に満ちたまち、安全、安心で心豊かに暮らせるまちの実現には、まちづくりに関わる様々な主体がつながり、対等な立場で連携・協力すること、すなわち協働によりまちづくりを進めていくことが必要不可欠となっています。

市では、平成26年に「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」（以下「協働推進計画」という。）を策定し、平成29年に「安曇野市自治基本条例」を制定しました。また、平成31年（令和元年）には5年間を計画期間とする第2次協働推進計画を策定し、協働によるまちづくりの基盤づくりに取り組んできました。

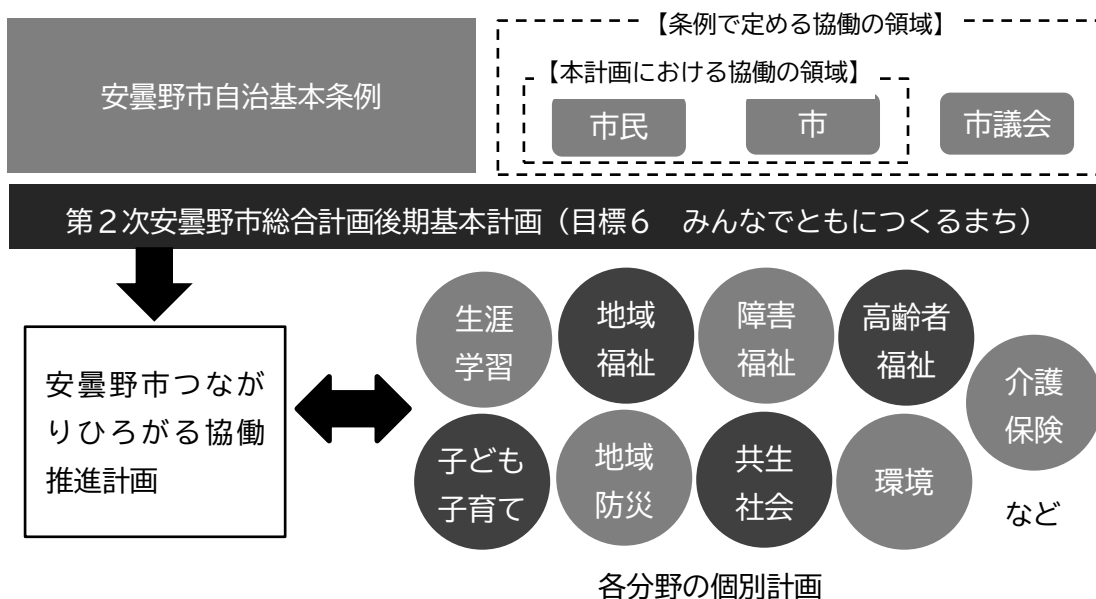
しかし、第2次協働推進計画の取組期間にはコロナ禍を経験し、市民による地域課題解決に向けた様々な活動も停滞せざるを得ない状況が続き、地域を取り巻く状況は益々厳しさを増しています。

今回、第2次協働推進計画期間の終了を迎えるにあたり、大きな時代の岐路の中で協働によるまちづくりをより一層推進するため、第3次協働推進計画を策定します。

なお、新たな時代に向けて安曇野らしい協働によるまちづくりを推進したいと考え、計画名称を「安曇野市つながりひろがる協働推進計画」に改めることとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「安曇野市自治基本条例」の趣旨を尊重した計画であり、また、「第2次安曇野市総合計画後期基本計画」の個別計画に位置づけられています。協働による取組は分野ごとの各個別計画でも定めがありますが、本計画は、協働によるまちづくりの基盤となる仕組みづくりについて、その方向性や取組を明らかにするものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

また、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直します。

4 SDGs（持続可能な開発目標）と本計画との関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27年（2015年）の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。

令和12年（2030年）を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

「協働によるまちづくりの推進」は、全てのゴールに関連しますが、安曇野市総合計画との整合を図り、本計画においては、特に次の2つのゴール、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の達成を目指します。

この2つのゴールを目指し、協働によるまちづくりを推進することにより、全てのゴールを達成することにもつながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



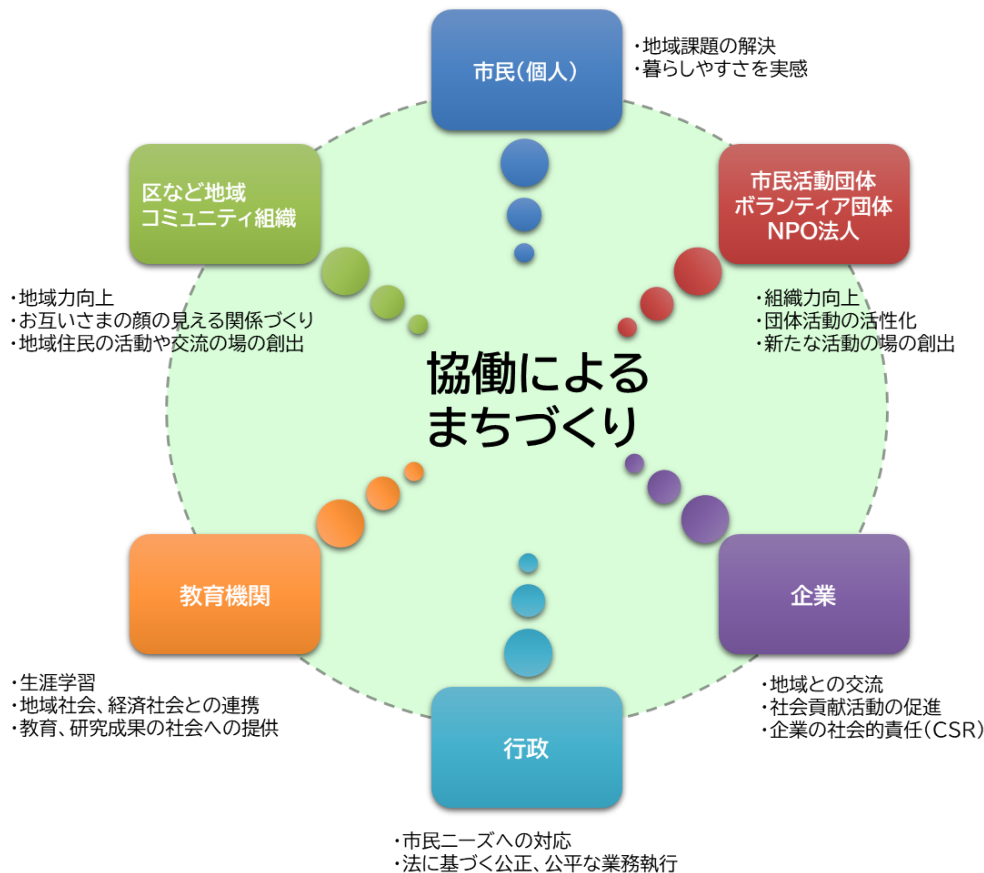
5 協働って何だろう？

(1) 協働はまちづくりの手法の一つ

「協働」という言葉はわかりづらい言葉ですが、「市民」と「行政」、または「市民」と「市民」が、例えば素晴らしい景観や安全、安心な暮らし、伝統文化など、地域で大切にしたいものを守るために、対等な立場で一緒に考え、同じ目標に向かい、みんなで暮らしやすい、暮らしたいまちをつくるために行動することをいいます。

(※) 本計画における「市民」は、個人だけでなく、区など地域コミュニティ組織や市民活動団体、NPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体、企業、学校などの教育機関を含みます。「市民」と「市民」の協働は、例えば、「区と市民活動団体」や「NPO法人と企業」など、様々な組み合わせが考えられます。

それぞれが持つ知識や能力、専門性などの強み、得意分野を出し合うことで、苦手な部分を補い合い、単独ではできないことを実現することができたり、単独で実施するよりも効果が高まるのが期待できる場合に行う手法の一つです。



(2) 協働を進める上で大切なこと（協働の原則）

立場の異なる多様な主体が協働する際には、効果を高めるために、次のことをお互いに十分に理解して進めていくことが大切です。

| |
|---|
| ① 目的や課題の共有 |
| どんなまちにしたいのか、解決したい課題は何か、目的と課題を明確にし、共有することで、お互いの強みが効果的に発揮されます。 |
| ② 相互理解 |
| 主体間で価値観や行動原理が異なるため、お互いに誤解や不満が生じることも多くあります。相手との違いを認め、尊重し、相互に理解し合うことが大切です。 |
| ③ 役割分担と対等な協力関係 |
| お互いの役割や費用分担、責任の所在について合意形成し、対等な協力関係を形成することが大切です。対等とは、お互いがもつ力を十分に生かし、相乗効果をもたらすことであり、役割や負担を平等に分け合うことではありません。 |
| ④ 自主的、自発的 |
| 共に自立した関係性の中で、相手に依存するのではなく、それぞれが主体性を持ち、迅速かつ弾力的に対応することで、より高い成果を生み出します。 |
| ⑤ 透明性の確保 |
| 公益サービスの提供者として、常に相互の関係や協働事業に係る様々な情報（事業の企画・立案、意思決定、実施、評価など）を明らかにし、透明性を確保することが必要です。 |



第2章 第2次協働推進計画の取組の成果と課題

1 安曇野市市民活動サポートセンターの現状と課題

安曇野市市民活動サポートセンター（以下「市民活動サポートセンター」という。）は、協働推進の拠点として、まちづくりに関わる様々な主体が必要に応じてつながり、対等な関係を築きながら、共に地域課題の解決を図れるよう、主体間をつなぐ中間支援を行っています。

第2次協働推進計画では、実施体制として市民活動サポートセンターを位置づけ、各施策の実施主体として中心的な役割を担いました。

(1) 市民活動サポートセンターの5つの機能

| |
|--|
| ① つながりを生み出すコーディネート |
| 単体では解決できない課題を解決できるよう、人、モノ、コトなどをつなげます。 |
| ② まちづくりに関する情報の拠点 |
| 知識やスキル、ノウハウをもつ人の情報や、地域で活動している団体・組織などの情報、活動に必要な助成金や活動場所の情報、地域で行われているイベントの情報などの情報を収集し、情報を必要とする人に提供します。 |
| ③ 課題解決まで寄り添う伴走型の相談支援 |
| やりたいことはあるが、何から始めてよいのかわからない、仲間を探している、資金調達に困っている、活動場所を探している、団体の運営を改善したいなど、まちづくりに関する相談を受け付け、悩みに寄り添い、共に考え、解決に向けて支援します。 |
| ④ 市民活動のスキルアップ支援 |
| 持続可能な組織運営や仲間づくり、広報、資金調達など、活動の活性化を図るためのスキルやノウハウを学ぶ機会を設けます。 |
| ⑤ まちづくりを担うあらゆる主体のネットワークづくり |
| まちづくりに関わる人、各団体・組織が、地域課題解決のために自ら主体的にネットワークを広げ、つながることができるよう、交流の機会や場を提供します。 |

(2) 市民活動サポートセンターの変遷

| 時期 | |
|---------------|--|
| 平成 19 年 11 月～ | 安曇野ブランドデザイン会議「地域づくり部会～市民活動センタープロジェクト」において、施設設置に向け検討。 |
| 平成 20 年 10 月 | 市民活動センター（くるりん広場）を穂高支所内（旧穂高町保健センター）に開設。市民活動団体の「わの会」とパートナーシップ協定を締結し、管理運営を委託。 |
| 平成 25 年 3 月 | 第 1 次市総合計画後期基本計画策定。市民活動センターの充実に掲げる。 |
| 平成 26 年 3 月 | 第 1 次協働推進計画策定。市民活動センターを協働推進の拠点として位置付け、機能と役割を明確化する。 |
| 平成 26 年 10 月 | 「わの会」と今後の市民活動センターのあり方について協議。 |
| 平成 27 年 1 月 | 協働に係る人材育成のため、協働コーディネーター養成講座を開始。（平成 29 年度にかけて 3 期開催し、計 28 名が修了） |
| 平成 27 年 4 月 | 「わの会」とパートナーシップ協定を解消。市非常勤職員を配置し管理運営にあたる。 |
| 平成 27 年 11 月 | 市民活動支援のためのセンターであることを明確にするため、名称を「市民活動サポートセンター」に変更する。 |
| 平成 28 年 4 月 | 協働コーディネーター養成講座修了生から希望する方を市非常勤職員として採用し、市民活動サポートセンターに配置。その他修了生は「市民活動サポーター」として登録し、市民活動サポートセンターの運営に協力いただく。 |
| 平成 31 年 3 月 | 第 2 次協働推進計画策定。市民活動サポートセンターを計画推進の実施体制に位置付ける。 |
| 平成 31 年 4 月 | 市民活動サポートセンターの機能強化を図るため、市役所本庁舎 2 階 地域づくり課に窓口を移設。1 階東口ロビーに情報コーナーを設置。市職員がコーディネーターを務める。 |



↑ 本庁舎 2 階の市民活動サポートセンター窓口(地域づくり課内)

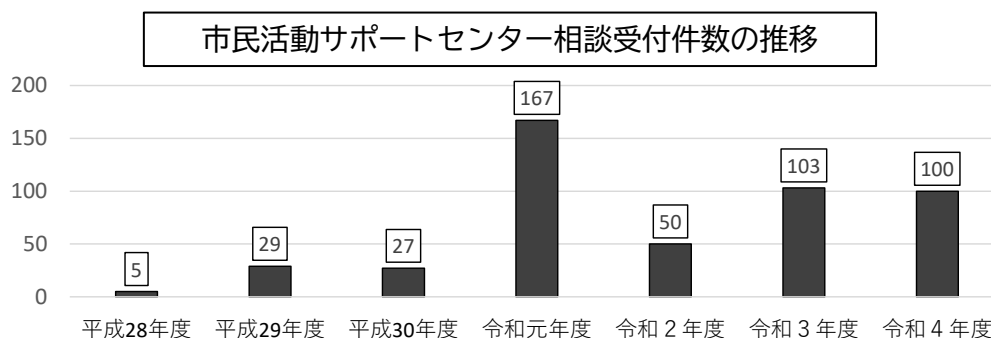


↑ 本庁舎 1 階東口ロビー市民活動サポートセンター情報コーナー

(3) 本庁舎移設後の市民活動サポートセンターの成果と課題

本庁舎に移設後、取材活動や情報の収集・発信、交流の機会づくりなどソフト面の充実に重点的に取り組みました。

その結果、活動をこれから始めたい方や発展させたいと考える市民と市民活動サポートセンターがつながる機会が増加し、それに伴い、相談受付件数が移設前と比較し大きく増加しました。



しかし、本庁舎移設から5年が経過した現在、情報コーナーの場所がわかりにくく効果的に活用できていない、市民活動に取り組む皆さんが気軽に打ち合わせ等に利用できるフリースペースや会議室が無く、自ら活動をひろげる場がないことなど、市民からの要望を受けており、市民活動の更なる活性化のために、施設面の環境整備が課題となっています。

2 第2次協働推進計画における施策の成果と課題

本計画の策定にあたり、前計画である第2次協働推進計画に掲げた3つの基本方針に7つの基本施策、20の具体的施策の取組状況を検証（「協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会」で評価・検証を実施）し、基本方針ごとに主な成果と今後の課題をまとめました。

基本方針1 協働の意識づくりと主体的な市民活動の促進

【基本施策1】協働の意識づくりと市民活動の円滑な運営支援

| 具体的施策 | 内容 |
|-----------------------|--|
| ①まちづくりや協働に対する関心・意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働理解のための研修会、講演会、講座等の開催 ・市職員の協働理解及び意識向上 |
| ②相談支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に関するあらゆる相談支援 |
| ③市民活動の運営スキルアップ講座の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な運営に向けたスキルアップ講座の開催 |

【基本施策 2】 地域課題解決への参画促進

| 具体的施策 | 内容 |
|---------------------|---|
| ①区など自治会への加入促進支援 | ・ 地域活動への参画のための区加入促進支援 |
| ②地域の課題を地域で解決するための支援 | ・ 「区マニュアル」「コミュニティ・マニュアル」の推進支援 ・ 地域課題解決への職員参画 ・ 区の役員等のスキルアップ支援 |
| ③あらゆる主体間の連携支援 | ・ あらゆる主体相互の協働による課題解決支援 |

【基本施策 3】 市民活動への参加機会の創出

| 具体的施策 | 内容 |
|----------------------|---------------------------|
| ①市民活動に関するPRの実施 | ・ イベント等の機会の活用による協働のPR |
| ②市民活動体験機会の提供 | ・ 市民活動やボランティア活動体験プログラムの開催 |
| ③多くの市民参加によるまちづくり支援 | ・ 区民総参加の仕組みづくりに関する支援 |
| ④市民自ら立案した企画の実現に向けた支援 | ・ 市民企画の実現に向けた相談等支援 |

主な成果

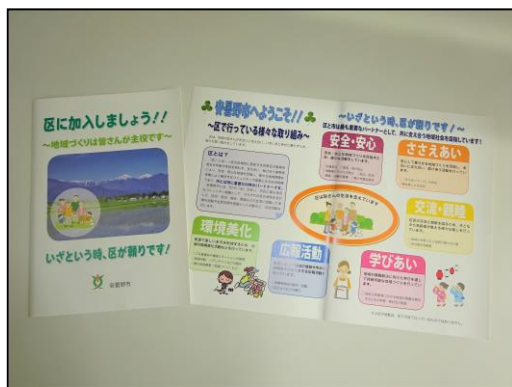
- ・ 令和元年度から、市民活動のPRや交流を目的として「市民活動フェスタ」を始めました。令和2年度からは市民が企画段階から事業に参画し、そのスキルやノウハウを活かすことで市民活動フェスタの目的をより達成することができました。
- ・ 令和3年度から、まちづくりに関心をもつ人が誰でも気軽に参加できる交流事業として、「ゆる〜くつながる出会いの場（通称：ゆるつな）」を市民とともに企画し開催しました。市民のもつネットワークにより、団体や人のつながりが広がりました。
- ・ 地域コミュニティの重要性について理解していただけるよう、転入者に区への加入を案内するとともに、「コミュニティ・マニュアル」の概要版を配布しました。
- ・ 市区長会が推進する「部制度」について、希望する区へ出向いて導入支援をしました。令和5年4月時点で83区中53区が導入しています。

今後の課題

- ・事業の効果を高め、また、市民が活躍できるまちづくりを進めるため、市が実施する事業に、市民が参画できる仕組みづくりをさらに推進していく必要があります。
- ・地域での見守りや支え合い、助け合いがより一層重要になる中、区脱会者の増加や担い手不足など、区が抱える課題が深刻化しています。区がその役割を十分に発揮できるよう、課題解決に向けた支援を継続して実施していく必要があります。
- ・市区長会が持続可能な地域コミュニティを目指して推進する「部制度」について、各区での導入に向けた継続的に支援していく必要があります。



「市民活動フェスタ 2023」の様子。市内で活動される様々な市民活動の PR 及び交流の機会として実施しました。企画から運営まで市民の皆さんと一緒に作りあげました。



区加入支援として、加入案内パンフレット及び市区長会が作成したクリアファイルや「コミュニティ・マニュアル概要版」を転入者に配布。職員が区の意義等について説明し、区への加入を案内しました。

基本方針2 情報共有の仕組みづくり

【基本施策1】情報収集システムの構築

| 具体的施策 | 内容 |
|---------------------|--|
| 協働を担うあらゆる主体に関する情報収集 | ・取材活動等によるあらゆる主体の情報収集 ・協働推進に活用するアンケート調査の実施 |
| 各種支援に関する情報収集 | ・各種補助金やスキルアップ講座等の情報収集 ・学習の機会に関する情報収集 |
| 実践等の場の確保に関する情報収集 | ・学習や活動の場に関する情報収集 |
| 人財に関する情報収集 | ・地域課題解決のスキルやノウハウをもつ人財情報の収集 |

【基本施策2】情報の共有化及び提供システムの構築

| 具体的施策 | 内容 |
|---------------------|---|
| あらゆる主体が情報共有するための仕組み | ・収集した情報の整理、一元化 |
| 効果的な情報発信の仕組み | ・様々な媒体や場を活用した発信 ・地元メディアの活用 ・「出前講座」の拡充 |

主な成果

- ・市民活動サポートセンター及び市区長会のホームページを開設し、関係する情報を一元化して検索性を高め情報発信しました。
- ・市民活動サポートセンター通信を発行し、地域課題の解決に取り組む市民活動や区の活動等について紹介しました。
- ・市民活動サポートセンターの情報発信に、SNS（フェイスブック、インスタグラム）の活用を始めました。

今後の課題

- ・区や市民活動への興味・関心を高め、活動への参画を促すため、活動の情報を積極的に発信する必要があります。
- ・広く市民へ情報が届くよう、SNSのフォロワー数を増やす必要があります。そのため、市民が興味・関心を持てるよう、発信方法の工夫等が必要です。

基本方針3 協働コーディネート機能の充実に向けた人財の発掘・養成

【基本施策1】協働コーディネートスキルの向上

| 具体的施策 | 内容 |
|----------------------|---------------------------|
| 協働コーディネートスキル向上の機会づくり | ・協働コーディネートに必要なスキルを学ぶ機会づくり |
| 実践によるスキルアップ機会の提供 | ・講座修了者等の実践によるスキルアップ機会の提供 |

【基本施策2】協働を担う人財のネットワークづくり

| 具体的施策 | 内容 |
|--------------|----------------------|
| 人財情報の活用 | ・「まちづくり人財バンク」(仮称)の設置 |
| 人財のネットワークづくり | ・講座修了者等の交流会の開催 |

主な成果

- ・ゆるつなの開催が、まちづくりに関わる団体や人のつながる場、ネットワークをひろげる新たな場になっています。また、新たな団体や人材の発掘の場になっています。特に、若い世代でまちづくりに関心をもつ人、活動に取り組んでいる人の参加が広がっています。

今後の課題

- ・多様な主体の特性を理解し、ヒト、モノ、コト、情報をつなぐスキルやノウハウをもつコーディネーターを養成するとともに、長期的に務められる仕組みが必要です。
- ・ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなど、様々な分野で活躍するコーディネーターが、課題や活動を情報共有し、スキルやノウハウを高め合う仕組みが必要です。
- ・若い世代がまちづくりに参画しやすい環境づくりが必要です。



「ゆるくつながる出会いの場(通称:ゆるつな)」の様子。途中参加、退出もでき、気軽に参加できる方法が好評で、毎回参加者同士のつながりが生まれています。

第3章 本市の現状と課題

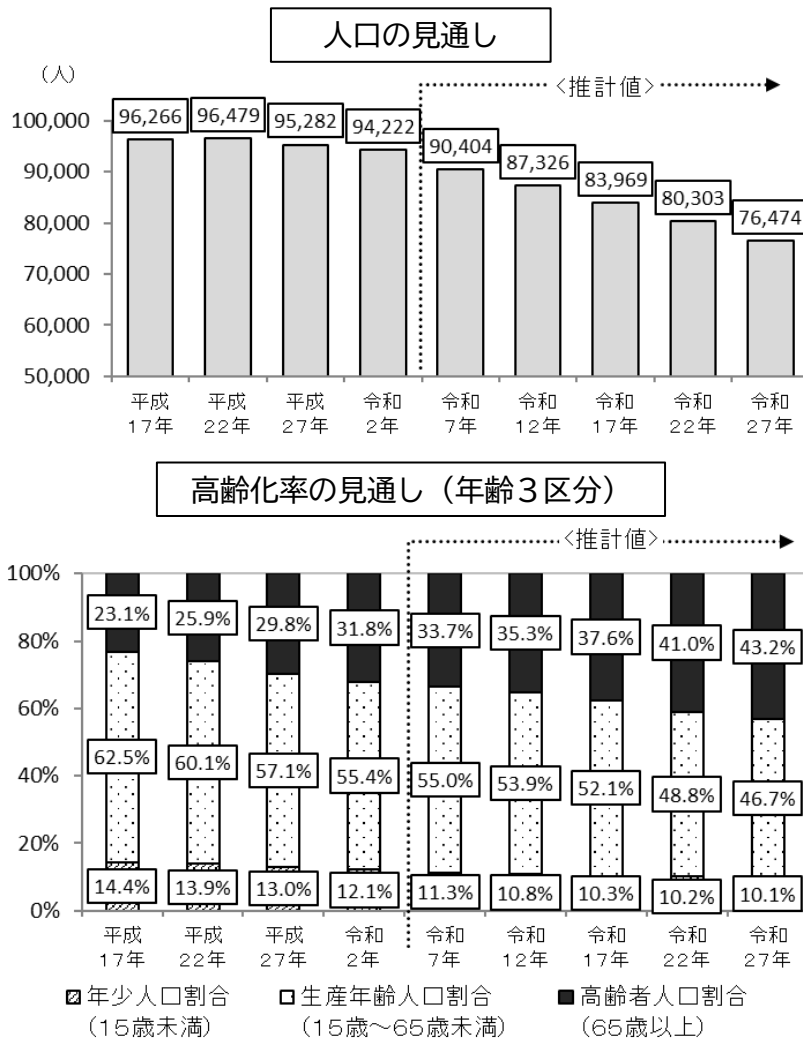
1 本市を取り巻く社会情勢等

(1) 人口減少及び少子高齢化による担い手の確保

本市の人口は、平成22年をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和2年に94,222人であった本市の人口は、25年後の令和27年には18,000人弱減少し、76,474人となることが見込まれています。

また、人口の減少とともに高齢化も進行しており、令和2年に3割を超えた高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）は、20年後の令和22年には4割を超えることが見込まれています。

人口減少が進行する中では、より一層、地域の担い手の育成、確保に努める必要があります。また、人材に限られる中で、若い世代の参加を促す環境や、高齢者の力を活かせる環境をつくっていくことが必要です。



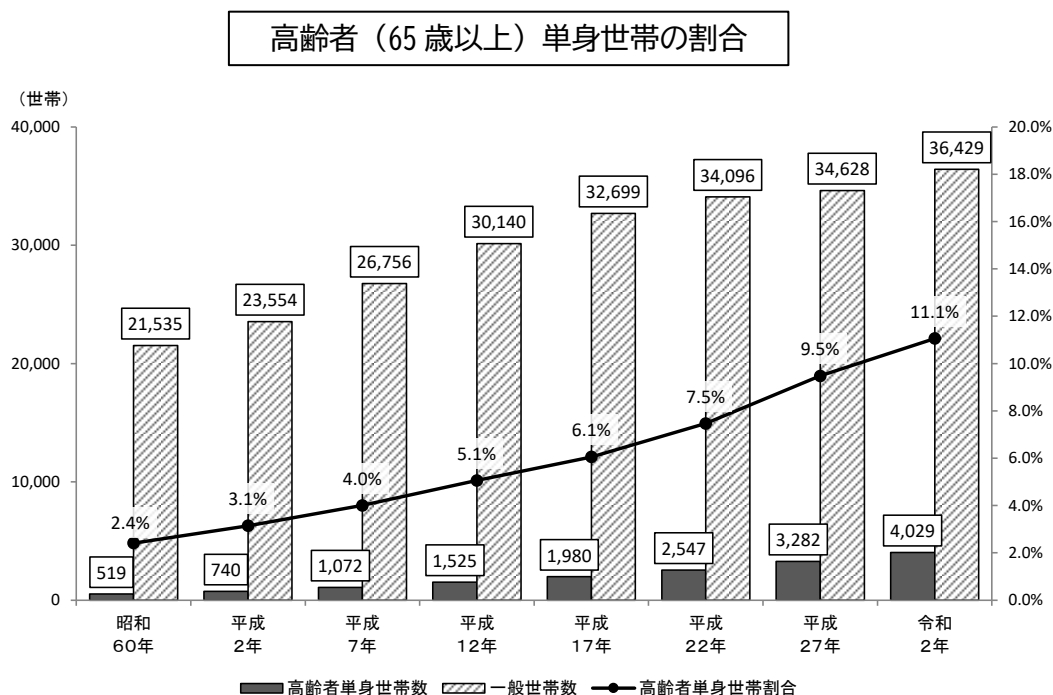
資料：総務省「国勢調査」（推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に準拠した国提供のワークシートに示された推計値）

（注）年齢不詳人口があることから、年齢3区分別人口の合計が100%とならない。

(2) 見守り、支え合い、助け合いの重要性の増加

国勢調査によると、本市の高齢者単身世帯は増加しており、令和2年には、一般世帯数の1割以上、約10軒に1軒が高齢者の単身世帯となっています。

地域では、買い物やゴミ出しが難しい世帯の増加や孤独死の増加等が懸念され、より一層重要となる見守りや助け合いにどう対応していくか大きな課題となっています。



資料：総務省「国勢調査」

(3) 自治会組織「区」に対する理解促進・運営支援

安曇野市の自治会組織「区」は、顔の見える関係づくりを基盤として防災、防犯、環境美化、福祉等、身近な地域課題の解決に取り組む中心的な役割を担っています。

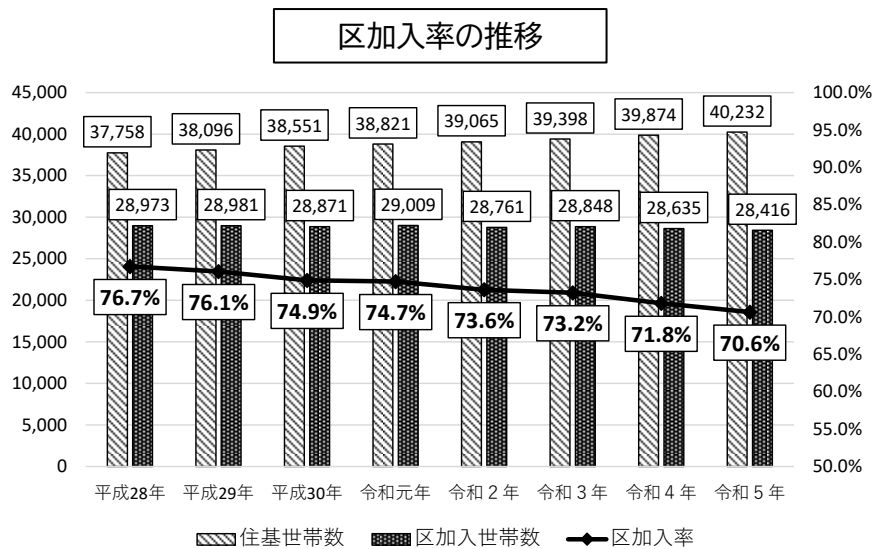
区加入率は区ごとに異なりますが、市全体の区加入率は年々減少傾向となっています。

この要因としては、ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進む中、自治の意識が低下し、区の意義や活動に対する理解を得るのが難しくなっていることが考えられます。

また、近年では、高齢で役員を引き受けられない、役員や活動の負担を負いたくないという理由で区を脱会する世帯も増えています。

区加入率の低下傾向が継続し、区がその役割を十分に発揮できなくなると、市民生活にも大きく影響してくることから、区では、誰でも担える役員の仕組みづくりや事業の見直し、誰でも参加しやすい仕組みづくりなどに取り組むことが期待されています。

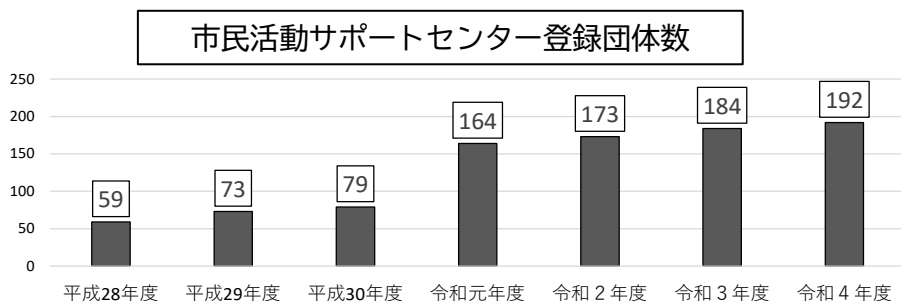
また、行政は、区の運営が円滑に進むよう積極的な支援に取り組むとともに、市区長会と協議しながら区への依頼事項等について見直すなど、各区の負担軽減に努める必要があります。



資料：地域づくり課調べ ※区加入率=区加入世帯数/住民基本台帳世帯数

(4) まちづくりに関わる団体等が連携・協働する仕組みづくり

市民活動サポートセンターの登録団体数は、令和元年度に市内 83 区が加わり、令和4年度末現在、192 団体となっています。団体構成員の高齢化や、近年では特にコロナ禍で活動が停滞し、登録を解除する団体もありましたが、新規登録団体が上回り、登録団体数は増加傾向となっています。また、登録団体の活動分野は多岐にわたっており、様々な地域課題の解決のため、市民活動の活性化を図るとともに、まちづくりに関わる様々な団体等が連携・協働する仕組みが必要です。



市民活動サポートセンター登録団体活動分野（令和4年度末時点）

| 活動分野 | 登録団体数 | 活動分野 | 登録団体数 |
|---------|-------|-----------|-------|
| 地域づくり | 54 | 文化・歴史・芸術 | 41 |
| 環境保全 | 29 | スポーツ | 8 |
| 教育 | 32 | I C T・情報化 | 4 |
| 食・農業 | 20 | 観光振興 | 17 |
| 子ども | 28 | 人権・国際 | 4 |
| 地域安全・災害 | 6 | その他 | 10 |
| 福祉・健康 | 30 | 合計 | 283 |

資料：地域づくり課調べ ※複数の活動分野に該当する団体があります。

2 市民アンケート調査の結果から

新たな計画の策定に向け、現状の市民の考えを把握するため、令和4年11月に市民アンケート調査を実施しました。

【令和4年度 協働のまちづくりに関する市民アンケート調査の実施概要】

| | |
|-------|----------------------------|
| ◎調査対象 | 安曇野市に住民登録のある18歳以上の方（無作為抽出） |
| ◎対象者数 | 2,000人（男女各1,000人ずつ） |
| ◎調査方法 | 郵送配布・郵送回収、インターネット回答 |
| ◎調査期間 | 令和4年11月14日～同年12月12日の29日間 |
| ◎回収数 | 有効回収数は702件で、有効回収率は35.1% |
| ◎集計方法 | 無回答は欠損値として除外 |

（1）協働に関わる言葉の認知度、理解度

第2次協働推進計画では、その成果を図る参考指標として、協働という言葉の認知度や理解度の向上を目指しました。しかし、「協働」、「自助・共助・公助」、「市自治基本条例」という言葉について、平成29年度に実施した前回調査と比較すると、「よく知っている」と「聞いたことはある」と回答した合計の割合は、「自助・共助・公助」を除き、減少する結果となりました。

自由意見では、協働という言葉が「浸透していない」、「わかりにくい」といった意見が多く見られ、また、「行政からの押し付けと感じる」といった厳しい意見も見られました。

| 割合(%) | 「協働」 | | 「自助・共助・公助」 | | 「市自治基本条例」 | |
|------------|-------|--------|------------|--------|-----------|--------|
| | 令和4年度 | 平成29年度 | 令和4年度 | 平成29年度 | 令和4年度 | 平成29年度 |
| 1 よく知っている | 10.7 | 17.5 | 16.5 | 19.0 | 2.2 | 3.2 |
| 2 聞いたことはある | 41.8 | 37.4 | 49.9 | 45.0 | 18.6 | 35.3 |
| 3 知らない | 47.5 | 44.4 | 33.6 | 35.3 | 79.3 | 56.1 |

※平成29年度アンケートの集計では無回答を除外していないため、合計が100%になりません。

（2）協働のまちづくり推進に対する考え

市が協働のまちづくりを推進することは必要と考える市民は、「積極的に推進する必要がある」、「ある程度推進する必要がある」を合わせると、67.71%と半数以上の市民が必要と考える一方、3割弱の市民が「わからない・どれでもない」と考えています。

自由意見では、「内容がわからない」「興味がない」といった意見が目立ちました。

| | 割合(%) |
|-----------------|-------|
| 1 積極的に推進する必要がある | 23.2 |
| 2 ある程度推進する必要がある | 44.5 |
| 3 あまり推進する必要はない | 1.9 |
| 4 全く推進する必要はない | 1.5 |
| 5 わからない・どれでもない | 28.8 |

(3) 市民が活動している、または活動を始めたいと思う場合に必要な支援(3つ選択)

市民が活動している、もしくは活動を始めたいと思う場合に必要な支援について、「わからない・とくにない」

(28.93%)を除くと、「様々な団体の活動などの情報が入手できる」が最も高く38.13%、次いで、「補助金・助成金の情報が入手できる」、「つなぎ役・コーディネーターがいる」が同じく24.78%となりました。

市民が関心をもてるよう、情報の内容、届け方等の工夫が必要です。

| | 割合(%) |
|-----------------------|-------|
| 1 様々な団体の活動などの情報が入手できる | 38.1 |
| 2 補助金・助成金の情報が入手できる | 24.8 |
| 3 活動の情報発信を支援してくれる | 13.5 |
| 4 つなぎ役・コーディネーターがいる | 24.8 |
| 5 情報交換・交流の機会・場がある | 17.5 |
| 6 活動拠点・場の提供 | 15.1 |
| 7 相談できる窓口がある | 18.7 |
| 8 スキルアップ支援講座・セミナーの開催 | 11.6 |
| 9 その他 | 0.9 |
| 10 わからない・とくにない | 28.9 |

(4) 市が優先的に取り組むべき施策(複数回答)

協働のまちづくり推進に関し、市が優先的に取り組むべき施策は、「市民等による公益的な活動の情報発信」が最も高く37.34%であり、次いで「交流の場づくり」(25.47%)、「ヒト・モノ・コトをつなぐコーディネート支援」(25.16%)となりました。

| | 割合(%) |
|------------------------|-------|
| 1 市民等の公益的活動情報発信 | 37.3 |
| 2 市民による地域課題学習の場提供 | 24.4 |
| 3 区・地域活動団体財政支援 | 24.8 |
| 4 企業の地域貢献活動促進支援 | 13.6 |
| 5 対区・自治会理解促進支援 | 18.1 |
| 6 ヒト・モノ・コトつなぐコーディネート支援 | 25.2 |
| 7 交流の場づくり | 25.5 |
| 8 各種相談支援 | 18.9 |
| 9 その他 | 3.1 |
| 10 優先すべき取組みなし | 7.5 |

市民が主体で取り組まれている活動について積極的に情報発信するとともに、多様な主体をつなぎ、交流できる場づくりが求められています。

第4章 計画のコンセプトと基本方針

1 計画のコンセプト

第2次協働推進計画では、協働のまちづくりの理念を「みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり」と定め、協働の基盤となる、市民がまちづくりに参画する仕組みづくりに取り組みました。しかし、アンケート結果等により、協働に対する理解が浸透していないことなど、協働の基盤づくりには課題が残る結果となりました。

このことから、本計画では、暮らしやすい、暮らしたいまちの実現を目指し、市民も行政も、あらゆる主体が共にまちづくりの対等なパートナーであること、そして、市民一人ひとりがまちの課題を自分事として捉え、できることに取り組む役割を果たしながら、できないことはつながりをひろげ、みんなで共に汗をかいて解決を図っていこう、というメッセージを、わかりやすい言葉で伝えていく必要があると考えました。

そこで、そのメッセージを本計画のコンセプトとして次のように定め、その具現化に向けた施策に取り組んでいきます。

【本計画のコンセプト】

つながりひろげ 一緒につくろう わたしたちのまち

2 基本方針

本計画のコンセプトを具現化し、協働の基盤づくりを進めるための基本方針を次のように定めます。

| |
|--|
| 基本方針Ⅰ まちの課題や活動を知る・学ぶ・触れる |
| まちづくりに関わる最初のきっかけは、まちの課題や活動を知り、関心をもつことが始まりとなるため、情報発信の充実に取り組みます。そして、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の意識を高めるとともに、参加、参画に結びつくきっかけとして、学びを深める機会や活動に触れる機会づくりに取り組みます |
| 基本方針Ⅱ 市民の主体的な活動の充実・活性化 |
| 市民による活動が充実し、活性化するよう、情報提供や財政支援、スキルアップ支援、コーディネート支援などに取り組みます。 また、若い世代から高齢世代まで、誰もが生きがいややりがいをもって活躍できる環境づくりや地域コミュニティの活性化支援に取り組みます。 |
| 基本方針Ⅲ 多様なつながりを生み出す |
| 様々な人や団体が連携・協働し、共に様々な課題解決に取り組めるよう、つながりを生み出す機会の創出に取り組みます。 |

第5章 基本施策と主な取組

1 施策体系

| | 基本方針 | 基本施策 |
|----------|-----------------------------|----------------------|
| つながりひろげ | 基本方針Ⅰ まちの課題や活動を知る・学ぶ・触れる | 1 情報発信の充実 |
| | | 2 学びの機会の提供 |
| | | 3 市民が行う活動に触れる機会の提供 |
| 一緒につくろう | 基本方針Ⅱ 市民の主体的な活動の充実・活性化 | 1 活動の基盤づくり・運営支援 |
| | | 2 市民が活躍する機会づくり |
| | | 3 持続可能な地域コミュニティの運営支援 |
| わたしたちのまち | 基本方針Ⅲ 多様なつながりを生み出す | 1 ゆるやかなつながりづくり |
| | | 2 多様な主体間のつながりづくり |

2 本計画が目指すイメージ

市民がそれぞれの段階を行き来しながら活動を展開する姿を渦巻で表現しています。市民の活動段階に応じた施策を展開し、協働の基盤づくりを推進します。

多様な活動が展開され、まちの魅力が高まり、暮らしやすい、暮らしたいまちの実現へ



3 基本施策と主な取組

基本方針Ⅰ まちの課題や活動を知る・学ぶ・触れる

【基本施策1】情報発信の充実

市民がまちづくりに関する情報に触れる機会が増えるよう、地域の課題や多様な活動の情報を様々なツールを活用し、効果的に発信します。

【主な取組】

● SNSによる情報発信の強化

- ⇒ Facebook や Instagram、LINE など、SNS を積極的に活用します。
- ⇒ イベント等を情報発信する際には、取り組みの経過等も発信するなど、興味・関心を持っていただけるような工夫をします。
- ⇒ 市の公式 YouTube の活用など、動画による情報発信に積極的に取り組みます。

● 市民活動サポートセンター通信の発行・配布

- ⇒ 取材活動等を通じて入手した市民の活動に係る様々な情報を掲載した市民活動サポートセンター通信を発行します。
- ⇒ より多くの市民に情報に触れていただけるよう、市ホームページや SNS への掲載の他、市内公共施設や民間施設へ設置します。また、様々な機会を通じて積極的に配布します。

● 市民活動サポートセンター情報コーナーの活用促進

- ⇒ 市民が実施するイベントや会員募集などの情報を設置したい場所になるよう、市民活動サポートセンター情報コーナーの環境整備に取り組みます。

● 市民活動マップの作成

- ⇒ 市民の皆さんがどこでどのような活動をされているか一覧でわかるマップを作成し、市民活動サポートセンターホームページなどで公開します。

● 市内で活動する市民の情報発信

- ⇒ ラジオ番組を活用し、市内で取り組まれている活動について紹介する機会を継続して設けます。
- ⇒ 地域で活動する市民の情報を収集し、個人情報に配慮しながら、市民活動サポートセンターホームページなどで情報発信します。

【基本施策2】学びの機会の提供

市民が学びを通じて理解を深める機会を提供します。また、公民館、図書館と連携する仕組みづくりに取り組み、学びの機会の情報提供の充実を図ります。

【主な取組】

●協働のまちづくり出前講座の充実

⇒協働のまちづくり出前講座のメニューが市民ニーズに合ったものとなるよう、毎年度メニューを見直します。

⇒小中学生を対象とした出前講座のメニューづくりに取り組みます。

●公民館や図書館で実施する学びの機会の情報提供

⇒公民館や図書館と連携し、学びの機会として実施する講座等の情報を共有する仕組みづくりに取り組みます。

●まちづくりに関する講演会等の開催

⇒市民の関心の高いテーマを題材に、まちづくりについて学ぶ機会として、講演会等を開催します。

●安曇野市朗人大学や長野県シニア大学への参加促進

⇒シニア世代が学びを通じて活動へのきっかけをつかむことを目的に実施されている朗人大学やシニア大学に、市民の積極的な参加を促します。

【基本施策3】市民が行う活動に触れる機会の提供

市民が行う活動に直接触れて体験できる機会づくりに努め、活動の認知や理解をひろげます。

【主な取組】

●市民が行う活動のPR、体験、交流イベントの実施

⇒市民が行う活動について知り、体験し、交流し、理解を深めるイベントを実施します。

●ボランティア活動等の情報提供

⇒安曇野市社会福祉協議会がもつボランティア活動に関する情報を共有する仕組みづくりに取り組みます。

⇒ボランティアや自治会活動等に関する情報を、大学等の若い世代に提供します。

【基本施策1】活動の基盤づくり・運営支援

市民による活動が充実し、円滑に運営され、活性化するよう、人材や資金調達に関する情報提供や、スキルアップ研修の実施など、活動の基盤づくり・運営支援を行います。

【主な取組】

●つながりひろがる地域づくり事業補助金の実施

- ⇒市民活動団体が行う地域に根差した市民活動に対して財政的な支援を行うため、本補助金制度を継続して実施します。
- ⇒本補助金制度が効果的に活用されるよう、市民ニーズの把握に努め、必要に応じて補助額や補助率、対象とする経費などの見直しに取り組みます。

●活動や運営に関する情報の提供や相談支援

- ⇒行政や民間団体が行う補助事業や、寄附、クラウドファンディングなどの資金調達に関する情報を収集し、情報を求める方に提供します。
- ⇒活動の場として利用できる市内公共施設や民間施設について情報提供します。
- ⇒スキルをもつ人や仲間を探している人からの相談を受け付け、市民活動サポートセンターがもつ人材情報を活かし、人と人をつなげる支援を行います。

●活動・運営のスキルアップを図る講座の実施

- ⇒市民のニーズに応じたテーマにより、活動・運営のスキルアップを図るための講座を継続して実施します。

●市民が自ら情報発信できる場や機会の提供

- ⇒市民が自ら実施する活動を広く周知するための方法として、市の会見場の利用について積極的に周知します。
- ⇒市民活動サポートセンター登録団体が行うイベント等について、プレスリリースによる情報発信の支援を行います。

【基本施策2】市民が活躍する機会づくり

若者から高齢者まで、誰もが生きがいややりがいを感じながら、このまちでやりたいことを実現できる環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

●安曇野若者まちづくり会議（仮称）の検討

⇒安曇野で暮らす小中学生や高校生、大学生などが集い、安曇野について語り合い、自分たちでできることを考え、実践する機会の場づくりについて検討します。

●市民協働事業提案制度の実施

⇒市が掲げる事業テーマに応じ、市民の柔軟なアイデアを活かし、共に事業に取り組む仕組みとして、市民協働事業提案制度を継続して実施します。

●安曇野市朗人大学や長野県シニア大学卒業生の地域活動参画支援

⇒各大学卒業生が学んだことを活かし、地域の担い手として多方面で活躍できるよう、必要な情報の提供や地域活動に結び付けるコーディネート支援を行います。



【基本施策3】持続可能な地域コミュニティの運営支援

市民が地域コミュニティの意義や役割の重要性に対する理解を深め、お互いに支え合い、助け合い、持続可能な地域コミュニティの維持形成ができるよう支援します。

【主な取組】

●区の活動の情報発信支援

⇒区に対する市民の関心を高められるよう、各区の活動について情報収集し、市ホームページへの掲載など、市民へ広く周知します。

●区への加入支援

⇒転入者や移住を検討している方へ、区に対する理解を深められるよう、区の意義や役割などを説明し、区への加入を促します。

●区に関する相談会の実施

⇒区に関して特別な相談日を設け、市広報誌で周知します。

●市から区へ依頼する業務の負担軽減

⇒市から区へ依頼する業務は、従来からのやり方が区の負担増につながっていることから、市区長会と連携し、担当部署との調整により時代に合ったやり方に改善するなど、区の負担軽減に取り組みます。

●「部制度」推進支援

⇒持続可能な区の運営に向けて市区長会が取組を進める「部制度」について、各区が円滑に導入し運営できるように支援します。

●区のデジタル化に関する支援

⇒区長と区長会事務局が情報共有を円滑に、双方の負担を軽減できるよう、デジタル技術の導入に取り組みます。

⇒市区長会との協議により、各区が持続可能な運営に向けてデジタル技術を導入する際に必要な支援に取り組みます。

●区の円滑な運営に向けた支援

⇒各区の先進事例の共有や、自治会運営のスキルアップ研修の実施、若い世代や女性でも担える役員の仕組みづくりなど、市区長会と連携しながら必要な支援に取り組みます。

基本方針Ⅲ 多様なつながりを生み出す

【基本施策1】ゆるやかなつながりづくり

まちづくりに興味・関心がある市民や、活動を始めたい・広げたい市民が気軽に集える交流の場づくりや、多様な世代が対話の機会などを通じてつながりをひろげる場の創出に取り組みます。

【主な取組】

●ゆるくつながる出会いや対話の機会づくり

⇒誰でも気軽に参加し、交流できる場として、「ゆるつな」を実施します。「ゆるつな」の実施の際には、幅広い世代が参加し交流ができるよう、内容や周知方法を工夫します。

⇒小中学生や高校生、大学生など、次代を担う若い世代が地域住民と対話、交流ができる機会づくりに取り組みます。

●区役員の交流機会づくり

⇒市内83区の区長など役員が、お互いの区の情報交換や、悩みを相談できる交流の機会づくりに取り組みます。

【基本施策2】多様な主体間のつながりづくり

区など地域コミュニティ組織や市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人、企業、教育機関などが必要に応じて連携し、共に地域課題の解決に取り組めるよう、コーディネートに取り組みます。

【主な取組】

●多様な主体間による協働事例の情報発信

⇒多様な主体間が協働して活動に取り組む事例の収集に努め、様々なツールや機会を通じて情報発信を行います。

●地域課題解決に向けた交流機会の創出

⇒多様な主体が、それぞれの課題やニーズに応じて連携できるよう、交流機会の創出に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 市民活動サポートセンターの機能強化

社会情勢の大きな変化により、更なる協働推進が求められる中、市民一人ひとりのまちづくりへの参画が地域課題解決の重要なポイントとなります。

本計画を推進するためには、協働の拠点として位置付ける市民活動サポートセンターが、その機能を十分に発揮し、人と人のつながりをひろげ、新たな担い手や活動を掘り起こす役割を強化していくことが必要です。

このことから、本計画の基本施策に取り組むとともに、市民活動サポートセンターの機能強化のため、次の取組を推進します。

取組の推進の際には、市民活動サポートセンターの新たな拠点整備について、検討を進めます。

(1) 市民が自ら集い、交流し、つながりをひろげる場の整備

気軽に打ち合わせや交流等に利用できるフリースペースや会議室を有する市民活動サポートセンターの整備について検討を進めます。

(2) 協働コーディネーターの育成

ヒト・コト・モノをつなぐ役割を担う協働コーディネーターの役割は重要であることから、協働の視点をもって取り組めるコーディネーターの配置に努めます。活動や研修を通じてスキルアップを図るとともに、多様な分野で活躍するコーディネーターと事例の共有など情報交換の機会を設け、資質向上に努めます。

(3) ボランティアセンターとの連携強化

市の委託により安曇野市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターは、市民活動サポートセンターと同様に、ボランティア活動を中心とした地域の課題解決に取り組む市民の活動支援を行っており、両センターの連携を強化することで、より効率的かつ効果的に市民の活動支援を行えるものと考えます。また、将来的には、両センターの一体化についても検討します。

2 推進体制

本計画の施策の実効性を確保し、着実に推進するため、学識経験者や関係団体代表者及び公募市民で構成する「安曇野市つながりひろがる協働推進委員会（仮称）」を設置します。

本委員会に取組状況を報告し、意見を求め、取組を振り返りながら都度改善を図り、施策の効果を高めていきます。

安曇野市の協働のまちづくり推進のあゆみ



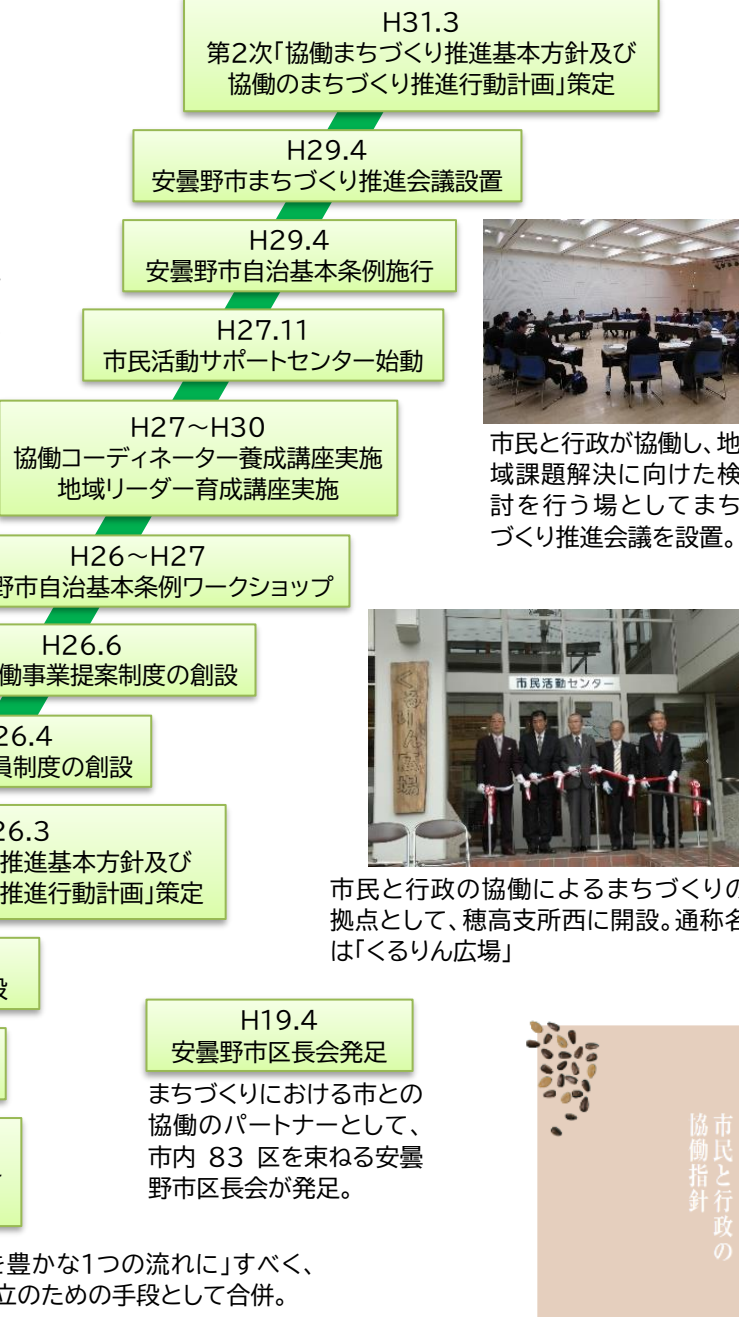
市民活動サポートセンターを本庁舎2階地域づくり課へ移設。



自治基本条例制定に向けて、約半年に渡り、計6回、市民、市議会議員、市職員の計 100 名規模でワークショップを実施。



協働は、みんなが主役のまちづくり



市民と行政が協働し、地域課題解決に向けた検討を行う場としてまちづくり推進会議を設置。

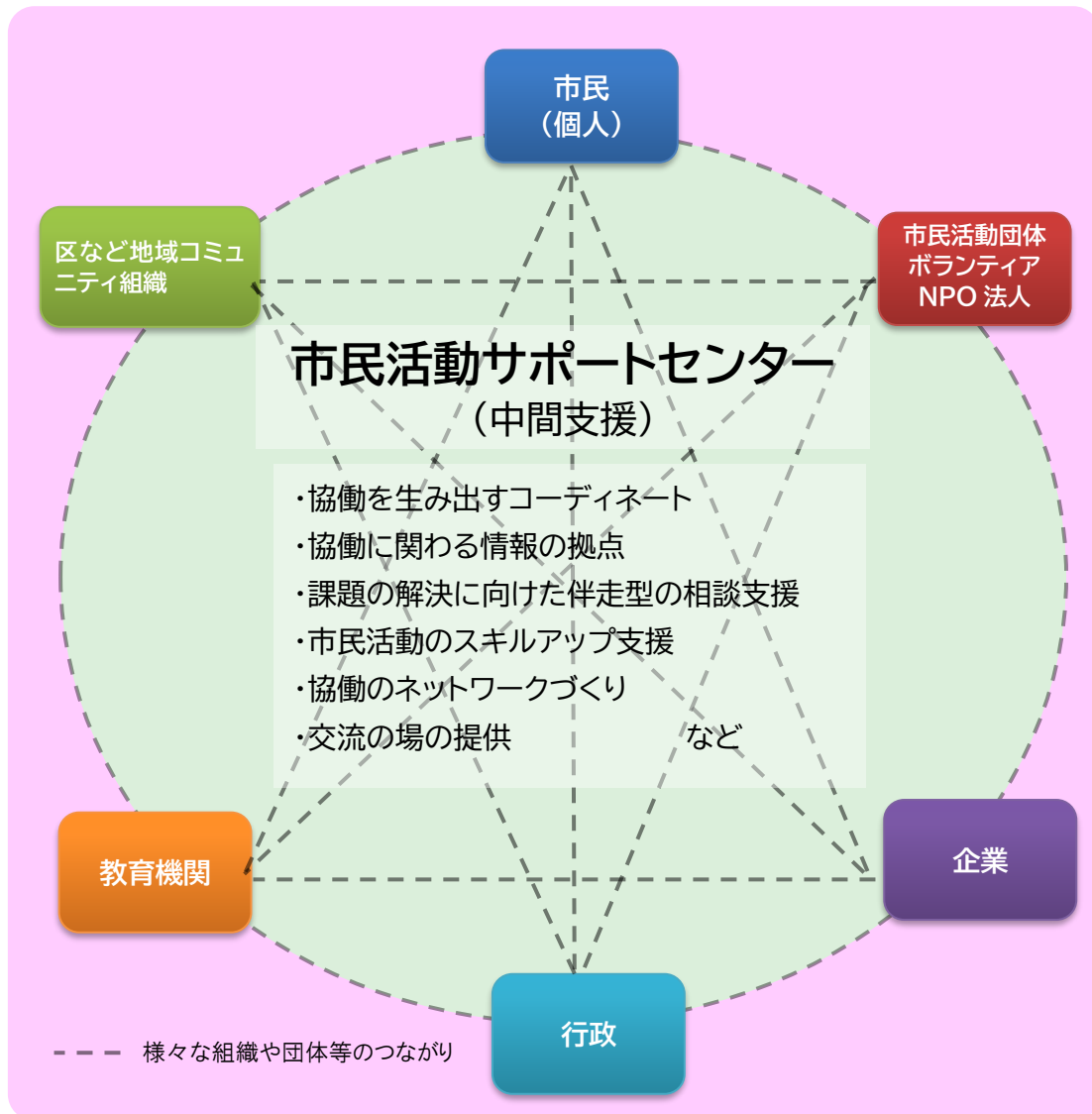


市民と行政の協働によるまちづくりの拠点として、穂高支所西に開設。通称名は「くるりん広場」



市民活動サポートセンターの機能・役割

市民活動サポートセンターは、協働推進の拠点として、まちづくりに関わる様々な主体が必要に応じてつながり、対等な関係を築きながら、共に地域課題の解決を図れるよう、主体間をつなぐ中間支援を行っています。



安曇野市自治基本条例

平成 29 年 3 月 24 日条例第 4 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市民の権利及び責務（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 市議会の役割及び責務（第 8 条・第 9 条）
- 第 4 章 市の役割及び責務（第 10 条—第 12 条）
- 第 5 章 市政運営（第 13 条—第 22 条）
- 第 6 章 危機管理（第 23 条）
- 第 7 章 区（第 24 条—第 26 条）
- 第 8 章 住民投票（第 27 条）

附則

私たちのまち安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。地方のまちが困難な問題に直面しているいま私たちは、活力に満ちたまち、安全、安心に暮らせるまちをつくるため、地域の力を結集しなければならない。

市民一人一人に、まちづくりに参加する権利があると同時に、先人たちが守り育ててきたかけがえのない自然、誇るべき郷土の歴史と文化を継承し、後世に伝える役割がある。

安曇野市に暮らす誇りと責務を自覚し私たちはここに、自治の基本理念と市政運営の基本原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市の役割等を明らかにすることにより、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を規定することを目的とする。

（条例の位置付け）

第 2 条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等を踏まえ誠実に自治によるまちづくりを推進するものとする。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合を図るものとする。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次に掲げるものをいう。

- ア 市内に住所を有し、又は居住する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組むもの
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。
- (3) 自治 自らの地域を市民の意思及び責任において運営することをいう。
- (4) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動することをいう。
- (6) 総合計画等 基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画並びに個別計画を いう。
- (7) 区 本市の区域内にある自治組織であって、その代表者が安曇野市区長会に属するものをいう。
- (8) 安曇野市区長会 各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織をいう。

(自治の基本理念)

第4条 市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりに向け、協働 して自治を推進するものとする。

2 市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語、宗教又は文化等の違いによって市民を差別することなく、全ての基本的人権を尊重して自治を推進するものとする。

3 市民、市議会及び市は、自治を推進するためそれぞれが最善を尽くすものとする。

(市政運営の基本原則)

第5条 市政運営にあたっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

(1) 協働の原則 市は、自治の基本理念を踏まえ、協働してまちづくりを推進すること。

(2) 情報共有の原則 市は、自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有すること。

(3) 法令遵守の原則 市は、全ての法令等を遵守すること。

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民には、自治の基本理念に沿ったまちづくりを進めるため、市政に参画する権利がある。

2 市民には、市議会及び市が保有する情報について、知る権利がある。

3 市民には、法令等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利がある。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するものとする。

2 市民は、市政へ参画するにあたっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるものとする。

第3章 市議会の役割及び責務

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、法令で定める権限を行使するものとする。

2 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報に適正に管理し、取扱うものとする。

(議員の責務)

第9条 議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能が十分に発揮されるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

第4章 市の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第10条 市長は、自治の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとする。

2 市長は、市政運営の基本原則にのっとり、必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画等の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとする。

(市の役割及び責務)

第11条 市は、市政運営の基本原則にのっとり、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行するものとする。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民との信頼関係を高めることに努めるものとする。

2 職員は、市政運営の基本原則にのっとり、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

3 職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

第5章 市政運営

(市政の透明性及び信頼性)

第13条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

(総合計画等)

第14条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画等を策定するものとする。

2 市は、総合計画等を市民参画の下で策定するものとする。

(財政運営)

第15条 市は、財政の健全性を維持し、将来にわたって持続可能な財政運営に努めるものとする。

2 市は、財政運営の状況を公表し、分かりやすい説明を行うものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市民の参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

(個人情報保護)

第 17 条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、取扱うものとする。

(附属機関)

第 18 条 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、市民の幅広い意見が反映するよう努めるものとする。

2 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、必要に応じて専門的観点からの意見が反映するよう努めるものとする。

3 市は、附属機関の運営にあたり、公正が確保されるよう努めるものとする。

(パブリックコメント)

第 19 条 市は、協働のまちづくりを実現し、開かれた市政を実現するため、市の重要な条例又は総合計画等の策定若しくは変更にあたり、事前に案を公表し、広く意見を聴取するとともに、これらに対する市の考え方の公表に努めるものとする。

(市政運営に関する応答責任)

第 20 条 市は、市政運営に関し意見、質問、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

(政策に関する説明責任)

第 21 条 市は、総合計画等及び政策並びにこれらの実施にあたり掲げた目標等を市民に分かりやすく説明するものとする。

(行政評価)

第 22 条 市は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証することを目的に行政評価を行うものとする。

2 市は、行政評価の結果について公表し、市民に分かりやすく説明するものとする。

第 6 章 危機管理

(危機管理)

第 23 条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常事態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保に努めるものとする。

2 市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関等と協力及び連携を図るものとする。

3 市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。

第 7 章 区

(区の役割)

第 24 条 区は、支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り出すよう努めるものとする。

(区への加入)

第 25 条 本市の区域内に住所を有し、又は居住する者は、区へ加入するよう努めるものとする。

2 区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

(区への支援)

第 26 条 市は、区の目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。

第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 27 条 市長は、市政運営又は政策上の特に重要な事項について、住民投票を実施することができるものとする。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(検証等)

2 市長は、この条例の施行の日から 3 年を超えない期間において、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合しているか検証及び検討するものとする。

3 市長は、前項に規定する検証及び検討の結果を踏まえ、条項の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、第 2 項に規定する検証及び検討又は前項に規定する措置を講じた以降は、5 年間を超えない期間において前 2 項の例によりこの条例の検証等を行うものとする。

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

市が関わる協働の形態

市が実施する協働の形態として、下記のものと考えられます。協働を進める上での形態は様々ですが、事業の趣旨に応じて最も有効で効果的な形態を選択することが大切です。また、その事業に携わる主体相互により、協働のあり方を事前に十分に話し合うことが大切です。

(1) 市民が主体的に取り組む形態

①後援

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市以外のあらゆる主体が行う事業に対して、市が後援名義の使用を許可し、公益性を認めることで支援すること。 |
| 効果 | 市が後援することにより社会的信用が高まり、市民からみた活動への理解が深まることが期待できる。 |
| 留意点 | あらゆる主体からの後援申請には、承認の基準に基づき、協働の一環として公平、公正な判断を行うことが必要。 |

②補助金・負担金

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市以外のあらゆる主体が主となって行う公益性の高い事業に、資金的援助を行うこと。 |
| 効果 | 市が取り組みにくい事業に支援をすることで、政策目的を達成させることができる。 |
| 留意点 | 事業の公平性、透明性を高めるため、補助条件や選考基準等を明確化する必要がある。また、補助を継続することで、自主性・主体性が失われることがないように期間を限定するなどの工夫が必要。 |

③資材提供

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市民が自主的に行う公共的事業に資材を提供すること。 |
| 効果 | 環境美化事業における花の種やゴミ袋等、道・水路の改修、解凍用塩カル散布などの資材の提供により、地域市民が自主的に行うことで地域の絆を強める。 |
| 留意点 | 必要性が地域によって違いがあるため、見極めが必要。 |

④財産の活用

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市が施設、備品等を市民の公共的事業活動の実施にあたり貸与すること。 |
| 効果 | 市施設の利用、市道の維持管理に伴う工具等、アメリカシロヒトリ防除用機材、防犯用青パトの貸し出しなどにより、実際の協働活動に役立ち、様々な市民活動の活発化が望める。 |
| 留意点 | 財産の活用に関し基準を設けることが必要。 |

(2) 市民と市が共に取り組む形態

①共催

| | |
|-----|---|
| 概要 | 共通の目的を達成するために、市と市以外のあらゆる主体が共に実施主体となって事業に取り組むこと。 |
| 効果 | 企画段階からの協働が可能になる。広報紙での情報伝達、公共施設使用料の減免等。相互理解が深まり、信頼関係の構築が望める。 |
| 留意点 | 参加主体は全て協働の主体となり、一方の主導にならないよう、また役割が偏らないように事前の協議が必要。 |

②実行委員会

| | |
|-----|---|
| 概要 | 1団体では事業実施が困難な場合や多様な専門性やネットワークにより相乗効果を期待する場合など、市以外のあらゆる主体や市などで実行委員会を立ち上げて事業を行うこと。ここで参加主体は全て協働の主体となる。 |
| 効果 | 企画段階から共に参画できることで信頼関係の構築やネットワークの拡大などの効果や市民の参加を広く呼び掛けられるなどの効果が期待できる。 |
| 留意点 | 責任の所在があいまいになりやすいので、事前の協議において、役割分担、経費負担等明確にして実施することが必要。 |

③事業協力（協定）

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市以外のあらゆる主体と市が一定期間、協力をして事業に取り組むこと。 |
| 効果 | 専門性・先駆性を活かして、行政では考えられないような実施主体の自主性が尊重された事業への取り組みが望める。 |
| 留意点 | 役割分担・経費負担・期限等を明らかにした協定書を締結し、事業実施をすることが必要。 |

(3) 行政が主体的に取り組む形態

①事業委託

| | |
|-----|--|
| 概要 | 市が行うべき事業ではあるが、市以外のあらゆる主体がその特性（専門性・先駆性・柔軟性等）を活かすことでより良いサービスや効果が望める場合、全部または一部を対等なパートナーに委託すること。 |
| 効果 | 市が行うよりも、きめ細やかで多様なサービスが望める。専門性の高い効果が望める。 |
| 留意点 | 市の下請け化をせず、対等な立場で事業を行うことが必要。また、市民活動団体等の自主・自立を妨げないよう期限を決めておくことが必要。 |

②指定管理者制度

| | |
|-----|---|
| 概要 | 市が所有する公共施設の設置目的を効果的に達成するために、先駆性・柔軟性を活かせる市以外の対等なパートナーに、その施設の管理・運営を包括的に代行させることができる制度。 |
| 効果 | 市の管理よりも、より市民ニーズに応えられる施設管理が望める。 |
| 留意点 | 業務内容と責任分担を明確にしておくことが必要。指定管理者制度により、独占とならないために管理契約の期間に留意が必要。 |

市政への市民参画の一般的な方法

市が市民との協働を推進するためには、市民一人ひとりの市政への関心を高めることが必要です。市民参画の一般的な方法には次のような方法があり、計画・事業の内容などとの最適な組み合わせや、意見聴取時期を検討する必要があります。

| 参 加 の 方 法 | |
|------------|---|
| 制度等による参画方式 | ①公聴会・住民説明会 ②附属機関・有識者会議 ③住民投票制度 ④請願・陳情 ⑤直接請求 ⑥住民監査請求、住民訴訟 ⑦公文書開示請求 |
| 任意の参画方式 | ①市長への提案 ②パブリックコメント方式 ③アンケート方式 ④ヒアリング方式 ⑤モニター方式 ⑥意見・作文・アイデア等の募集方式 ⑦シンポジウム・フォーラム方式 ⑧講習会・研究会・勉強会方式 ⑨サロン方式 ⑩ワークショップ方式 ⑪オンブズマン方式 ⑫関係団体との事前の協議 |

(1) 制度等による参画方式

①公聴会・住民説明会

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 公聴会という場合には、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見聴取の場を指すことが多い。住民説明会は、行政がある事案について説明するものであり、その結果として意見を聴取したり、議論したりすることは当然あり得るものである。 |
|-----|--|

②附属機関・有識者会議

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 附属機関は地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置する機関である。有識者会議は、行政運営上の参考とするため、法律又は条例の規定に基づかず、有識者や市民の代表等の参集を求めて、意見聴取や意見交換のために開催する会議である。委員の選任に当たっては、公募委員の登用など、広く市民の参画を求めている。 |
|-----|--|

③住民投票制度

| | |
|-----|--|
| 概 要 | 市民が特定の事項について、投票により直接に意思表示すること。日本国憲法第 95 条に基づく地方自治特別法の制定に係る住民投票、市議会の解散請求や議員・市長の解職請求に係る住民投票、条例に基づく住民投票などがある。一般に住民投票と言えは条例による住民投票を指すが、条例に基づく住民投票は投票結果に法的な拘束力はない。しかし、市長は住民投票によって示された意見を最大限に尊重することが望ましいとされている。住民投票は、市民の代表である市議会と市長による間接民主主義の仕組みを補完する役割を果たす。 |
|-----|--|

④請願・陳情

| | |
|-----|---|
| 概 要 | 市政についての要望や意見等があるときは、誰でも請願や陳情を提出することができる。「請願」は議員の紹介が必要だが、「陳情」は必要ない。市議会です受理された請願・陳情は、議会運営委員会が常任委員会に付託するか協議・決定し、付託された場合は常任委員会で審査し、その報告に基づき、本会議で「採択」「不採択」を決定する。 |
|-----|---|

⑤直接請求

| | |
|----|---|
| 概要 | 地方公共団体の住民によって選挙された代表者により行われる間接民主制を補完する仕組みとして、選挙権を有する者の一定数以上の署名を集めることで、条例の制定・改廃や、議会の解散請求、事務の監査請求、議員・市長などの解職請求などに対し、住民が直接請求することができる制度である。 |
|----|---|

⑥住民監査請求

| | |
|----|--|
| 概要 | 住民監査請求は、市民が、市長や職員による違法もしくは不当な財務会計上の行為等があると認めるとき、これを証する書面を添えて、その是正・防止や損害の補填をするために必要な措置を講じるよう監査委員に対して監査を求める制度。対象となるのは、違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認められるとき、違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認められるとき。 |
|----|--|

⑦公文書開示請求

| | |
|----|---|
| 概要 | 安曇野市情報公開条例は、地方自治の本旨にのっとり、市の保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民等の知る権利を保障し、もって公正で民主的な市政の推進を図ることを目的として定められている（第1条）。第3条において、何人も、実施機関に対し、その保有する公文書の開示を請求できるとしている。また、実施機関は開示の義務があるとし、原則開示を定め、特例として「非開示情報」を掲げている。 |
|----|---|

(2) 任意の参画方式

①市長への提案

| | |
|----|---|
| 概要 | 安曇野市では、住み良い安曇野市を市民の皆さんとつくっていくために、市政に対するご意見・ご提案をお寄せいただく仕組みとして、「市長への提案」制度を設けている。なお、本市広報広聴規程では、手紙、電子メール、電話、市窓口等により、市民からの提案、要望、意見、苦情などを受け付けることとし、また、同規程第7条では、市に寄せられた市民の声に対し、各課は検討の結果により事務事業及び市政への反映を積極的に進めるものとしている。 |
|----|---|

②パブリックコメント方式

| | |
|----|--|
| 概要 | パブリックコメントは、市の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容等必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報、提言等を募集し、提出された意見等を考慮して政策等の意思決定を行うとともに、これらに対しての市の考え方を公表する手法である。 |
|----|--|

③アンケート方式

| | |
|----|--|
| 概要 | アンケート調査は、各種行政計画の策定段階において、多数の市民層や地域限定などの市民層から意見を聴くためによく用いられる手法である。アンケート調査を行うに当たっては、対象者に対して調査の目的、対象、期間、配票・回収方法、問い合わせ先を明確に示しておく必要がある。 |
|----|--|

④ヒアリング方式

| | |
|----|---|
| 概要 | 団体、組織、グループや個人に対する聞き取り調査であり、アンケート調査と並んで各種行政計画の策定過程によく用いられている手法である。 |
|----|---|

⑤モニター方式

| | |
|----|---|
| 概要 | 公募した市民を「市政モニター」や「環境モニター」などという形で登録し、市政等に関する意見を聴取したり会議への出席を求めたりするものである。 |
|----|---|

⑥意見・作文・アイデア等の募集方式

| | |
|----|-------------------------------------|
| 概要 | テーマを決めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集するものである。 |
|----|-------------------------------------|

⑦シンポジウム・フォーラム方式

| | |
|----|---|
| 概要 | シンポジウムとは1つのテーマについて何人かのパネリスト（講演者）が意見を述べ議論する形式の討論会のことであり、フォーラムとは公開の討論会や座談会のことである。シンポジウムやフォーラムにおいて、市民をシンポジストやパネリストとして行う方式も増えている。 |
|----|---|

⑧講習会・研究会・勉強会方式

| | |
|----|--|
| 概要 | 限られたテーマについて検討する場合に有効かつ必要な方式である。市民、行政、企業、大学など異なる立場の者が課題を共有し、学習や議論を深めていく方法である。 |
|----|--|

⑨サロン方式

| | |
|----|--|
| 概要 | あるテーマについて任意の市民が参画し、自由な討論を行う会合を重ね、多種多様な意見を効率的に集約する。 |
|----|--|

⑩ワークショップ方式

| | |
|----|---|
| 概要 | ワークショップとは、現状把握からはじまり、問題点や課題の整理、分析、計画の方向性の提言、計画案、設計案づくりなどを行うのに適した参画の手法で、それぞれの立場で意見を出し合う場合でも、時間を無駄無く使って、平等かつ合理的に意見をまとめられる方法であるとされている。 |
|----|---|

⑪オンブズマン方式（行政監視の市民参加）

| | |
|----|--|
| 概要 | オンブズマン制度という場合と市民オンブズマンという場合では若干意味が異なる。オンブズマン制度という場合は、オンブズマンが行政に対する苦情を受け付け、中立的立場にたってその原因を究明し問題を解決していく制度である。市民オンブズマンは、住民の自主的な監視活動を指す。問題の発見を自らがいき、特に支出面における監視に重点をおくという点でオンブズマン制度とは全く異なるものである。 |
|----|--|

⑫関係団体との事前の協議

| | |
|----|---|
| 概要 | 関係団体の意向の聴取、市の案を説明し事前に意見調整するなど、団体との協力関係の維持や、団体への協力を依頼する目的で打ち合せや会合などの形で実施される。 |
|----|---|

計画策定の経過

| 年月日 | 事項 | 備考 |
|------------|--------------|----------------|
| 令和4年4月20日 | 令和4年度 第1回学習会 | 協働によるまちづくりについて |
| 令和4年6月23日 | 令和4年度 第1回委員会 | 第3次計画策定方針について |
| 令和4年7月7日 | 令和4年度 第2回学習会 | 協働、第3次計画骨子について |
| 令和4年8月26日 | 令和4年度 第3回学習会 | 市民アンケートについて |
| 令和4年9月26日 | 令和4年度 第2回委員会 | 第2次計画の取組状況 |
| 令和4年11月1日 | 委員会視察研修 | 駒ヶ根市、飯田市 |
| 令和4年12月19日 | 令和4年度 第3回委員会 | 第2次計画の評価・検証 |
| 令和5年1月18日 | 令和4年度 第4回学習会 | 第3次計画策定に向けて |
| 令和5年3月24日 | 令和4年度 第4回委員会 | 第2次計画の評価・検証 |
| 令和5年7月25日 | 令和5年度 第1回委員会 | 第6期委員委嘱 |
| 令和5年8月23日 | 令和5年度 第1回学習会 | 協働、第3次計画について |
| 令和5年9月20日 | 委員会視察研修 | 茅野市、佐久市 |
| 令和5年9月25日 | 令和5年度 第2回委員会 | 第3次計画（案）に関する協議 |
| 令和5年11月2日 | 令和5年度 第2回学習会 | 第3次計画（案）について |
| 令和5年11月22日 | 令和5年度 第3回委員会 | 第3次計画（案）に関する協議 |
| 令和6年3月 日 | 令和5年度 第4回委員会 | 計画成案の報告 |

市民アンケート調査

| | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 調査期間：令和4年11月14日 ～令和4年12月12日 | 対象者：18歳以上の市民2,000人 |
| | 有効回収数：702件（有効回収率：35.1%） |

パブリックコメント

| | |
|-------------------------------|-----------------|
| 実施期間：令和5年12月25日 ～令和6年1月23日 | 計画（案）に対するご意見の募集 |
|-------------------------------|-----------------|

委員名簿

【協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会】

第6期【任期：令和5年7月25日から令和7年7月24日まで（敬称略・所属等は就任当初のもの）】

| 選出区分 | 役職 | 氏名 | 所属等 |
|----------------|-----|---------|---|
| 自治会の代表者 | | 土 肥 三 夫 | 安曇野市区長会会長 |
| | | 百 瀬 陽 子 | 安曇野市区長会会長代理 |
| 識見を有する者 | | 水 原 俊 博 | 信州大学人文学部教授 |
| | | 宇 都 伸 之 | 松本大学大学院総合経営研究科専任講師 |
| | | 大 澤 克 己 | 安曇野市社会福祉協議会地域福祉課長 |
| | | 夏 目 昌 子 | JA あづみくらしの助け合いネットワーク あんしん 生活支援コーディネーター |
| | 副会長 | 細 川 博 水 | 元市民活動コーディネーター |
| | | 山 田 直 美 | 特定非営利活動法人えんのわ理事 |
| | | 鈴 木 桂 子 | 前豊科公民館長 |
| 市民活動団体の 代表者 | 会長 | 磯 野 康 子 | NPO 法人あづみ野風土舎理事長 |
| | | 小 澤 悠 維 | NPO 法人アルウィズ事務局長 |
| | | 亀 井 智 泉 | 長野こども療育推進サークルゆうテラス |
| | | 川 崎 克 之 | 明科いいまちつくろうかい！！ |



安曇野

安曇野市つながりひろがる協働推進計画

令和6年 月 発行

編集・発行

安曇野市 市民生活部 地域づくり課
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
電話 0263-71-2000 (代表)
0263-71-2494 (課直通)
FAX 0263-72-3176
